

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定によつて、届出があつた。

平成二十年三月二十七日

広島県芸北地域事務所長 森 下 幾 三

事業主体	地区名	事業名	完了年月日	区画整理事業		
				小木次地区	額田部地区（第2工区）	北広島町
上藏迫地区（北工区）	上藏迫地区（中山工区）					
平成一年三月二十四日	平成一年三月一二日	平成六年三月二十五日	平成六年三月二十五日	平成一年三月一二日	平成一年三月二十五日	北広島町